

# 水環境いばらき

[ 社団法人 茨城県水質保全協会 会報 ]

平成19年3月30日

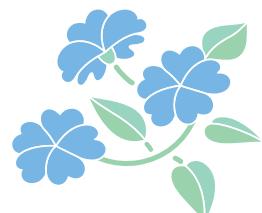
第4号

MIZUKANKYOU IBARAKI



水戸芸術館タワー 撮影／万代橋より

- 平成19年度浄化槽関係県予算の概要
- 浄化槽関係県条例の一部改正  
「保守点検業者の登録に関する条例」  
「水質汚濁防止法の排水基準を定める条例」
- 平成19年度浄化槽関係国予算の概要
- 浄化槽関係業の登録・届出



## 環境フェア開催



浄化槽の展示・説明

平成18年10月8日（日）ひたちなか市の笠松運動公園において、大好きいばらき県民まつり・環境フェアが開催されました。今回は、台風の影響により1日のみの開催となりましたが、約10万人が来場しました。

当協会は、環境フェアに出演し、浄化槽カットモデルの展示、パンフレットの配布、また来場者には、浄化槽クイズや紙芝居を通して浄化槽を正しく使用することの大切さを啓発しました。

## 浄化槽教室開催

県・ひたちなか市・協会の共催により、11月2日ひたちなか市役所で、住民の方を対象に浄化槽教室が開催されました。

環境問題に関心をもっている方が多く、講義の内容に熱心に耳を傾けていました。

講義終了後も疑問に思っていたこと等、多数の質問がありましたが、企画開発課浅賀課長の分かりやすい説明もあり、浄化槽を正しく使用していくうえで、保守点検・清掃・法定検査が必要であることを理解していただきました。



浄化槽教室

### ○本年度開催した浄化槽教室

平成18年11月2日	ひたちなか市	10名出席
平成19年2月15日	常陸太田市	21名出席
2月22日	大洗町	21名出席

## 嘱託採水員講習会開催

平成18年10月19日（木）に茨城県市町村会館において、第2回目の講習会を開催し45名が受講しました。

また、平成19年2月22日（木）には、第3回目の講習会を協会事務所において開催し14名が受講しました。

19年度も引き続き実施しますので、嘱託採水員の養成にご協力をお願いします。

なお、平成16年度に嘱託採水員を取得した方は、平成19年度が更新時期にあたります。更新講習会につきましては、詳細が決まり次第ご連絡します。

## 設備業六団体

### ○防災協定締結

大規模災害時に上下水道や電気設備などのライフライン復旧を迅速化しようと、設備業六団体と県は平成18年8月24日、復旧協力や資機材提供を内容とする災害時支援協力協定を締結しました。災害発生時には迅速なるご協力をお願い致します。



防災協定調印式

### ○新春のつどい

平成19年1月29日水戸市内において、設備業六団体合同の「新春のつどい」が開催されました。茨城県知事、県議会議員、各関係団体の代表者等、来賓を含め約210名が出席しました。

茨管連横須賀会長が代表として挨拶し、橋本県知事、自民党関県連副会長、自民党長谷川県連幹事長、加藤水戸市長より祝辞を頂き、盛大に行われました。



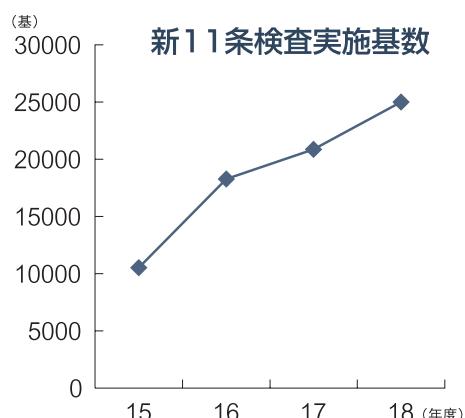
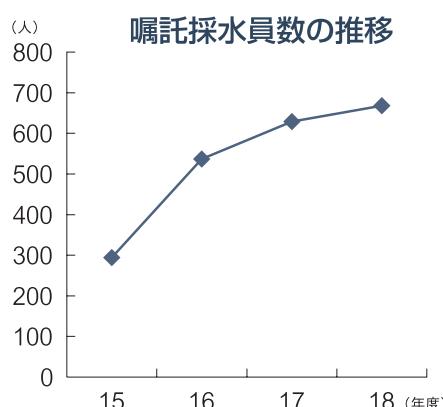
橋本昌県知事

## 新11条検査がはじまってから5年目になりました

10人槽以下の浄化槽について、嘱託採水員の採水によるBODを主体とする新11条検査方式がスタートしてから今年は5年目になります。

平成15年度に新11条検査方式で受検した浄化槽は、19年度は5年目になりますので、検査員による従来の11条検査を行います。これまでに嘱託採水員の数は初年度の294人から18年度は665人と2.3倍に増加し、検査基数も初年度の10,523基から18年度は約25,000基と増えてきています。

会員におかれましては、管理者に対する受検指導や、嘱託採水業者への参入、嘱託採水員の拡大について、一層のご協力をお願いします。



## 平成19年度 茨城県の浄化槽普及推進事業の概要

### ① 浄化槽設置助成費(通常型、N型浄化槽対象) 251,175千円

霞ヶ浦流域等以外は通常型浄化槽、霞ヶ浦流域等は高度処理型浄化槽（N型）が対象。

#### (1) 個人設置型 2,191基

##### ①補助対象地域

- ア 下水道事業認可区域及び農業集落排水事業計画区域を除く地域
- イ 下水道の整備が当分の間(7年間)見込まれない下水道事業認可区域
- ウ 農業集落排水施設の整備が当分の間(7年間)見込まれない農業集落排水事業計画区域

##### ②交付額

- ア 補助基準額×1／3×交付率(市町村の財政力指数に基づき設定)

#### (2) 市町村設置型 . . . . 県費補助なし

### ② 霞ヶ浦流域等高度処理型浄化槽設置促進事業費 68,808千円

霞ヶ浦流域等について、窒素及びりん除去型高度処理浄化槽（NP型）が対象。

#### (1) 個人設置型 100基

##### ①補助対象地域

- ア 北浦沿岸市町村(4市) . . . . NP型
- イ 北浦沿岸以外(18市町村) . . . 原則NP型浄化槽(N型浄化槽も可)
- ウ 潟沼流域(3市町村)、牛久沼流域(1市)等については、霞ヶ浦流域と同様の負担措置

##### ②交付額

- ア 補助基準額×1／3×交付率(市町村の財政力指数に基づき設定)  
+県費上乗せ分(基準額×1／2×交付率)
- イ 県費補助額 263千円／基(5人槽設置費1,323千円)  
(負担割合 設置者621千円、国176千円、県263千円、市町村263千円)
- ※ りん除去装置  
(負担割合 設置者107千円、県106千円、市町村106千円)

#### (2) 市町村設置型 162基

- ア 計画策定費補助 補助基準額×補助率1／2

##### イ 設置整備費補助

- ・対象 済化槽市町村整備推進事業の実施市町村
- ・補助率 補助基準額×17／120×交付率(市町村の財政力指数に基づき設定)

#### (3) 単独処理浄化槽撤去 120基

##### ①補助対象

- 霞ヶ浦流域又は生活排水対策重点地域の使用開始後20年以内のもの

##### ②交付額

- 補助基準額(90千円／基)×1／3×交付率(市町村の財政力指数に基づき設定)

## 霞ヶ浦・北浦点源負荷削減総合対策事業

新規

県予算額

221,910 千円

### 目的

- (1) 生活系、事業所系、畜産系などの特定汚染源(点源)について、条例改正により全ての排出源に排水の適正処理を義務付け「垂れ流しぜロ」を目指す。
- (2) 単独処理浄化槽・くみ取り便所から合併処理浄化槽(高度処理型)への転換を義務付けるとともに、設置促進のため融資・利子補給を行う。
- (3) 小規模事業所への排水規制を強化(規制対象: 排水量 10 m<sup>3</sup>/日以上)するとともに、排水処理施設設置促進のための融資・利子補給を行う。
- (4) 畜産排泄物の適正処理を義務付けるとともに、畜産ふん尿処理施設の整備促進のための融資・利子補給を行う。
- (5) これらにより総合的に点源負荷の削減を図る。

### 事業内容

#### (1) 霞ヶ浦・北浦水質保全施設資金融資対策費 192,761千円

- ・高度処理型浄化槽(個人設置)の設置及び転換促進に係る融資制度の創設(融資・利子補給)
- ・小規模事業所の排水処理施設の整備促進に係る融資・利子補給
- ・家畜ふん尿処理施設等の整備促進に係る融資・利子補給

#### (2) 霞ヶ浦・北浦水質保全相談指導費 26,868千円

- ・住民、事業者、市町村等への排水相談・指導
- ・水質保全相談指導員の設置(嘱託 10 名)による相談・指導等の充実・強化

#### (3) 霞ヶ浦水質保全条例推進費 2,281千円

- ・流域の全ての者に適切な排水処理の義務付けを規定
- ・改正条例の普及啓発活動
- ・水質保全相談指導員による住民への下水道等へ接続の普及・啓発活動
- ・小規模事業場への排水相談・指導・監視活動

## 浄化槽関連条例改正の概要

### I 「茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」の一部改正

#### 改正の目的

浄化槽管理士の資質向上を図るとともに、その他所要の改正を行う。

#### 改 正 点

- (1) 「浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に、**浄化槽保守点検に関する講習を登録有効期間(5年)内に1回以上受けさせる**よう努めなければならない」との規定を設ける。

● 施行日 平成19年10月1日

- (2) 法の目的に関する規定が「し尿等の適正な処理」から「し尿及び雑排水の適正な処理」に改められた(明確化された)ことから、条例の目的に関しても「し尿等の適正な処理」から「し尿及び雑排水の適正な処理」に明確化する。

条例において引用している法の条項が移動したため、条例第11条2項中「法第4条第5項」を「法第4条第7項」に改める。

● 施行日 公布の日

※県登録業者数(平成19年2月現在)

保守点検業者 489業者・浄化槽管理士 1,055名

改正条例に係る講習会は平成19年度から実施される予定ですが、詳細が決まり次第関係業者にお知らせします。

### II 「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」及び 「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」の一部改正

#### 制定(改正)の目的

富栄養化の防止を目的とした工場・事業場等の窒素・りん対策が主たる内容の「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」を「**茨城県霞ヶ浦水質保全条例**」として全面的に改正し、流域の全ての者に排水の適正処理を求める。また、事業場におけるBOD等などの排水規制を強化するため、「**水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例**」を改正する。

#### 改 正 点

##### (1) 茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例の一部改正 (新名称: 茨城県霞ヶ浦水質保全条例)

- ①霞ヶ浦流域の全ての水の利用者に適正な排水処理を義務付け。
- ②排水基準(窒素及びりん)を適用する工場・事業場を、「日平均排水量 20 m<sup>3</sup>以上」から「日平均排水量 10 m<sup>3</sup>」に拡大し、小規模事業所からの負荷の削減を図る。
- ③排水基準の適用を受けない排水量 10 m<sup>3</sup>未満等の小規模事業所について、排水の適正処理義務を規定し、従来要綱で定めていた遵守すべき排水水質を施行規則で規定する。
- ④単独処理浄化槽・くみ取り便所から合併処理浄化槽への転換、高度処理型の設置の義務付け。

- ⑤ディスポーザーについては、使用時に遵守すべき基準を規定。
- ⑥農業、畜産業及び養殖漁業の各分野に関し、各事業者が取るべき対策について規定。
- ⑦罰則の適用がない、農業、畜産業及び養殖漁業での水質浄化対策については、小規模事業所と同様に、知事の指導・助言・勧告に従わない場合の公表措置を追加する。

## (2) 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部改正

霞ヶ浦流域において排水基準（BOD等）を適用する工場・事業場を、「日平均排水量20m<sup>3</sup>以上」から「日平均排水量10m<sup>3</sup>以上」に拡大する。

● 施行日 平成19年10月1日

### 霞ヶ浦水質保全条例の概要

		現 行	改 正 後
名 称		霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例	霞ヶ浦水質保全条例
目 的		工場・事業場排水の窒素・りん規制を主に規定	工場・事業場排水の窒素・りん規制にとどまらず有機物対策も含め、小規模事業所に対する排水規制の強化や、生活、農業、畜産業及び養殖漁業における負荷削減対策等、流域の全ての者に適切な排水処理の義務付けを規定
排水規制	工場・事業場の適用	日平均排水量20m <sup>3</sup> 以上の工場・事業場に適用 工場・事業場に適用	日平均排水量10m <sup>3</sup> 以上の工場・事業場に適用 (施行後3年間は、適用を猶予する) ※BOD等については、「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」の改正で対応する
	小規模事業場対策	――	排水の適正処理義務を規定するとともに、遵守すべき排水水質を規則で規定する
生活排水対策		調理くずの適正処理を規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独処理浄化槽及び汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換を義務付け</li> <li>・合併処理浄化槽は高度処理型とすることを義務付け</li> <li>・浄化槽の販売・工事・保守点検を業とする者は浄化槽設置者に対し、浄化槽の設置等に関し、必要な情報の提供に努めなければならない旨規定</li> <li>・台所排水の適正処理のために取るべき措置、ディスポーザー設置時の遵守すべき事項(前処理装置の設置等)を規則で規定</li> </ul>
農業・畜産業・魚類養殖業		窒素・りんの流出抑制のためのふん尿の適正処理等、一般的な事項を規定	<p>各事業者が取るべき対策を規定</p> <p>(農業) 標準的な施肥の量を示す基準等を考慮した適切な施肥の実施</p> <p>(畜産業) 家畜排せつ物の適正処理義務、農地への未処理投入の禁止を規定</p> <p>家畜排せつ物の発生量及び処理方法の記録</p> <p>(養殖業) 養殖施設の規模に応じた適切な数量の放養等による養殖の管理を、適正にすることを義務付け</p>
その他の		<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水基準適用の事業者には罰則を規定</li> <li>・生活排水対策、農業・畜産業等に対し、県知事の指導、助言、勧告の権限を規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水基準適用の事業者には、罰則を規定</li> <li>・小規模事業所、農業・畜産業等に対し、指導、助言・勧告に加え、勧告に従わない場合、その旨公表できることを規定</li> </ul>

## 平成19年度浄化槽関係国予算の概要

### 1 健全な水環境に資する浄化槽の整備促進 26,429百万円

汚水処理施設の効率的・効果的な整備を図るとともに、循環型社会の形成を推進するため、健全な水環境に資する浄化槽整備の一層の促進に必要な予算を計上。

#### ○循環型社会形成推進交付金 13,296百万円

市町村の自主性と創意工夫をいかしながら浄化槽の整備を推進。

#### ○地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金を含む） 13,133百万円

（内閣府に計上）総額 141,833 百万円の内数

地域再生計画に基づいて、環境省・農林水産省・国土交通省所管にまたがる汚水処理施設の整備を推進。

〔単位：百万円〕

浄化槽整備事業の内訳		平成18年度 予算額	平成19年度 予算額	対前年度比 %
		(27,235) 26,429	(27,109) 26,429	(99.5) 100.0
	循環型社会形成推進交付金	(14,485) 13,679	(13,976) 13,296	(96.5) 97.2
	地域再生基盤強化交付金 (汚水処理施設整備交付金)	12,750	13,133	103.0

注1：上段（ ）は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額。

注2：地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金を含む）は、総額 141,833 百万円を内閣府に計上。

### 2 国の支援措置の充実・強化のための助成制度の見直し

#### ○単独浄化槽から合併浄化槽への転換に対する助成の拡大

##### ①対象地域の拡大

「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律で指定する地域」を追加。

##### ②対象単独処理浄化槽の拡大

「使用開始後 20 年以内の単独処理浄化槽」に改める。

#### ○浄化槽設置整備事業（個人設置型）における計画策定調査費の創設

浄化槽設置整備事業（個人設置型）についても、計画策定・調査（指定検査機関等に委託する場合を含む。）に要する費用を助成の対象とする。

#### ○浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）の助成要件の緩和

地形等の特殊状況により戸別に浄化槽を設置できない場合に、複数戸ごとの浄化槽の設置を助成の対象とする。

### 3 基準額の適正化

#### ○通常型浄化槽の基準額について実勢価格を参考に適正化を図る。

### 4 浄化槽整備のための支援強化 67百万円

#### ○浄化槽整備推進事業の推進

経済性・効率性に優れた浄化槽整備の効果や維持管理の重要性についての理解を一層進めるため、民間団体等と連携しつつ普及啓発事業等を実施する。

#### ○汚水処理施設の効率的整備促進に関する調査

浄化槽等の整備について、実態調査や効率的な手法等に関する調査を行う。また、IT技術の利用等を通じた効果的な方策の調査等を行う。

## 浄化槽保守点検実績報告書の記載方法について

平成16年度から条例に基づく保守点検実績報告書の様式が変更になりましたが、未だに旧様式で提出している業者があります。

保守点検実績報告書は、清掃実績報告書とともに、県が設置状況や未管理浄化槽を把握し、浄化槽対策を推進するための重要なデータとなりますので、実績を正確に作成し**毎年6月30日迄**に、各市町村管轄の地方総合事務所環境保全課に必ず提出して下さい。

なお、新様式の保守点検実績報告書は、茨城県のホームページ([各課ホームページ→生活環境部廃棄物対策課→申請・届出様式ダウンロードサービス](#))よりダウンロードも出来ますし、当協会総務課で販売もしています。

### 主な変更点

#### ○保守点検実績報告回数が年1回になりました。

(前年の上半期・下半期に分けての2回の報告ではなく、まとめて1回の報告で済むようになりました。)

#### ○保守点検回数を記入することになりました。

(一つの浄化槽は一行の報告で済むようになりました。)

### 浄化槽保守点検実績報告に記載する際の注意点

特に注意すべき項目を例に挙げました。浄化槽保守点検実績報告に記載する際の参考にして下さい。

#### 〈保守点検実績報告〉

報告に係る浄化槽 保守点検業者	氏名又は名称及び 代表者の氏名				市町村の名称	
	住所又は主たる 事務所の所在地				水戸市	
	登録年月日及び 登録番号	年 月 日 第 号			営業所の名称	
					注1)実績報告する 市町村名を記入し て下さい。	
番号	設置場所	浄化槽管理者の 氏名	処理方式	処理対象 人員(人)	保守点検 回数	担当浄化槽 管理士の氏名
1	三の丸3-11-13	社団法人茨城県 水質保全協会	合・分離接触 ばっ気	7	3	水戸一郎
2	注2)地名地番を記 入して下さい。		注3)法人の場合は法 人名を、用途が専用住宅 以外の場合は合わせて 建物名称を記入して下 さい。		注4)処理方式は下記の ように記入して下さい。	
3			構造例示型	全ばっ気		
4				分離ばっ気		
5			構造例示型以外	分離接触ばっ気		
				合・分離接触ばっ気		
				嫌気ろ床接触ばっ気		
				接触ばっ気		
				長時間ばっ気		
				合併その他		

## 平成19年度 浄化槽関連資格取得試験・講習会の案内

### ① 浄化槽設備士国家試験

- 試験日 平成19年6月3日(日)
- 試験地 仙台市・東京都・名古屋市・大阪府・福岡市
- 受験手数料 17,800円
- 受付期間 平成19年4月2日(月)～4月16日(月)

### ② 浄化槽設備士講習会(近隣の会場)

会場	講習期間	受付期間	受講申請受付機関	電話
東京都	19年6月4日～6月8日 11月26日～11月30日	19年4月9日～4月23日 9月25日～10月9日	(社)東京都生活水環境システム協会	042-589-8781
仙台市	19年6月11日～6月15日 20年1月21日～1月25日	19年4月16日～5月1日 11月19日～12月3日	(社)宮城県生活環境事業協会	022-783-8070
さいたま市	19年8月28日～9月1日	19年6月25日～7月9日	(社)埼玉県浄化槽協会	048-864-1033

※受講資格 1級又は2級管工事施工管理技士の有資格者。 受講料 75,000円

### ③ 浄化槽管理士試験 (予定)

- 試験日 平成19年10月21日(日)
- 試験地 仙台市・東京都・名古屋市・大阪府・福岡市
- 受験手数料 20,200円

### ④ 浄化槽管理士講習会(予定)

会場	講習期間		問い合わせ先
東京会場	19年5月21日～6月3日	11月5日～11月17日	(財)日本環境整備教育センター 03-3635-4880
	7月23日～8月4日	20年1月21日～2月2日	
	9月10日～9月22日	3月10日～3月22日	

※受講資格 年齢、学歴、実務経験等は一切問いません。 受講料 129,700円

## 浄化槽の「使用廃止届」の提出が義務付けられました

平成18年2月1日から施行された浄化槽法の一部を改正する法律で浄化槽の使用廃止届出書の提出が義務付けられました。

### 浄化槽法(新設) (廃止の届出)

第11条の2 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定める定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

### 罰則規定

第68条 第11条の2の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

○浄化槽関係業者の方で、管理していて廃止が確認され、廃止届を浄化槽管理者から委託された際には、様式第一号の「浄化槽使用廃止届出書」を市町村担当課に提出して下さい。

## 淨化槽使用廃止届出書

平成 年 月 日

茨城県知事

殿

届出者

住所

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第11条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番			
2 使用廃止の年月日	年	月	日
3 処理の対象	①し尿のみ	②し尿及び雑排水	
4 廃止の理由			
※事務処理欄			
(注意) 1 ※欄には、記載しないこと。 2 3欄は、該当する事項を○で囲むこと。			

備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A列4番とする。

## 浄化槽関係業の登録、届出

茨城県内において、浄化槽に関する施工、保守点検業を営もうとする者は、県知事の登録を受けなければならぬことになっていますが、その登録、届出事項に変更が生じた場合の手続き処置がされていない例がありますので、確認をして下さい。

### 1 浄化槽工事業

#### (1) 浄化槽工事業登録業者

下表の各号に掲げる事項に変更があった場合には「浄化槽工事業登録事項変更届出書」を変更のあつた日から30日以内に提出して下さい。

法 人	個 人	変 更 事 項	添 付 書 類
	<input type="radio"/>	氏名又は名称	住民票の抄本又はこれに代わる書面
<input type="radio"/>		名 称	登記簿謄本（登記事項証明書）
	<input type="radio"/>	住 所	住民票の抄本又はこれに代わる書面
<input type="radio"/>		住 所	登記簿謄本（登記事項証明書）
<input type="radio"/>		代表者の氏名	登記簿謄本（登記事項証明書）
	<input type="radio"/>	営業所の名称及び所在地	なし
<input type="radio"/>		営業所の名称及び所在地	登記簿謄本（登記事項証明書） (商業登記の変更が必要な場合)
<input type="radio"/>		役員の氏名	登記簿謄本（登記事項証明書） 新規役員の場合は（誓約書、新規役員の略歴書）
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	浄化槽設備士の氏名、住所及び 設備士免状の交付番号	浄化槽設備士免状又は設備士証の写し 浄化槽設備士の略歴書 浄化槽設備士の住民票の抄本

#### (2) 特例浄化槽工事業者

下表の各号に掲げる事項に変更があった場合には「特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書」を、遅滞なく提出して下さい。

法 人	個 人	変 更 事 項	添 付 書 類
	<input type="radio"/>	氏名又は名称及び住所	なし
<input type="radio"/>		名称及び住所	なし
<input type="radio"/>		代表者の氏名	なし
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	建設業法により許可を受けた (1)業種 (2)許可番号 (3)許可年月日	許可通知書の写し又は許可証明書
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	営業所の名称及び所在地	なし
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	浄化槽設備士の氏名、住所及び 設備士免状の交付番号	浄化槽設備士免状又は設備士証の写し 浄化槽設備士の略歴書 浄化槽設備士の住民票の抄本

##### ※手続上の注意点

1.個人から法人になった場合

- (1)登録業者の場合は、**新規登録**となります。同時に個人登録は廃業届を提出して下さい。
- (2)届出業者の場合は、「特例工事業者届出事項変更届出書」に建設業の許可通知書の写しを添付して提出して下さい。

- 2.浄化槽工事業登録業者が建設業法に基づき許可を取得した場合は、遅滞なく特例浄化槽工事業者届出書及び必要書類を提出して下さい。
- 3.特例浄化槽工事業者が建設業法上の許可を失い、引き続き浄化槽工事業を営む場合には、新たに浄化槽工事業登録申請を行って下さい。

提出先

茨城県 土木部監理課

〒310-8555 水戸市笠原町978-6  
TEL.029-301-4334

## 2 淨化槽保守点検業

下表に掲げる事項に変更があった場合には「浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書」を変更のあった日から2週間以内に提出して下さい。

法 人	個 人	変 更 事 項	添 付 書 類
	<input type="radio"/>	氏 名	住民票の抄本
	<input type="radio"/>	住 所	住民票の抄本
<input type="radio"/>		名 称	登記簿謄本(登記事項証明書)
<input type="radio"/>		代表者の氏名	登記簿謄本(登記事項証明書)、新たに役員となるものがある場合は誓約書
<input type="radio"/>		本店の所在地	登記簿謄本(登記事項証明書)
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	営業所の名称	なし
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	営業所の所在地	商業登記の変更を必要とする場合には登記簿謄本(登記事項証明書)及び当該営業所の位置図
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	営業所の新設	器具の明細書、器具の写真 営業所の位置図
<input type="radio"/>		役員の氏名	登記簿謄本(登記事項証明書) 新たに役員となる者がある場合には誓約書
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	営業区域	新たに営業区域に含まれることとなった市町村がある場合には、当該市町村において連絡をとる浄化槽清掃業者係る浄化槽清掃業者名簿及び変更後の営業区域に係る営業所の事業計画書 浄化槽管理士証 浄化槽管理士確認申請書
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	浄化槽管理士の増員、氏名、住所、浄化槽管理士免状の交付年月日、交付番号所属する営業所の名称及び担当市町村の名称	浄化槽管理士の住民票の抄本 浄化槽管理士の略歴書 浄化槽管理士免状の写し 余白に【「本書は原本と相違ないことを証明する」「日付、管理士氏名、印】】を記入 変更後の浄化槽管理士の所属する営業所に係る事業計画書 浄化槽管理士証、浄化槽管理士確認申請書

注 個人から法人に変更する時は、個人登録は廃業届を提出し、法人としての新規登録の手続きをして下さい。

※申請書は(社)茨城県水質保全協会で購入するか、又は県のホームページよりダウンロードできます。

※浄化槽管理士証は(社)茨城県水質保全協会で購入してください。

※浄化槽管理士の減員があった場合、変更届とあわせて、減員となる浄化槽管理士の浄化槽管理士証(原本)を返還して下さい。

※変更届等の手続きにより、浄化槽管理士証の書換交付をしたときには、既存の浄化槽管理士証(原本)を返還して下さい。

提出先

茨城県 廃棄物対策課

〒310-8555 水戸市笠原町978-6  
TEL.029-301-3020

## 茨城エコ事業所登録制度のご案内

茨城県環境政策課

地球温暖化や廃棄物の増加など、深刻な環境問題の解決のため、事業所自らが環境負荷を低減する取り組みが不可欠となっています。

県では、地球環境に配慮した取り組みを積極的に実践している事業所を登録し、広く県民の皆様に紹介することにより、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを目指すため、新たに環境マネジメントシステムとして「茨城エコ事業所登録制度」を創設しました。

貴事業所でもぜひ登録いただき、一層の地球温暖化対策に取り組んでいただきますようご案内いたします。

### ○ 制度の概要

制 度	・事業所が省エネルギー・省資源など所定の取組項目の実行を登録申請 ・県は、3ヶ月間の取組結果を審査し適正であると認められる場合に、「茨城エコ事業所」として登録しホームページ等で公表
登 録 料	無 料
登 録 区 分	「事業所での取組」又は「事業所+家庭での取組」に応じて、事業所を各付して登録(A、AA、AAA、AAAA・S等)

### ○ 「茨城エコ事業所」に登録すると

- 登録事業所の方には、登録証及び登録ステッカーを交付します。
- 登録事業所の方は、シンボルマークを名刺、広告チラシ等に活用できます。
- 県のホームページを通じて、「茨城エコ事業所」として積極的に広報していきます。

詳細はホームページ「環境いばらき」 <http://www.pref.ibaraki.jp/kankyo/> をご覧下さい。

問い合わせ先 茨城県生活環境部環境政策課 TEL 029-301-2939

## 支部だより

### ○ 水戸支部（支部長 立原憲男）

H18年9月8日に、エコ研修会及び懇親会を開催  
**開催場所** 水戸市内

### ○ 大宮支部（支部長 山田久明）

H18年7月4日に、視察研修を開催  
**視察場所** (株)日立ハウステック結城工場  
(総合システム展示場)

### ○ ひたちなか支部（支部長 望月福男）

H18年12月8日に、浄化槽講習会及び講演会を開催  
**開催場所** ホテル クリスタルパレス

### ○ 潮来支部（支部長 安斎猛男）

H18年9月7日に、親睦ゴルフコンペを開催  
**開催場所** 鹿島の杜カントリークラブ

今後も、支部活動を紹介して行きたいと思いますので、事務局までご連絡下さい。

## 協会のおもな行事

（平成18年9月～平成19年3月）

月 日	行 事 内 容	場 所
9月13日	第2回事業推進委員会	協会会議室
9月27日～28日	全淨連関東支部総会・研修会	大洗町
10月8日	県民まつり／環境フェア出展	笠松運動公園
10月10日	第2回理事・支部長合同会議	茨城県開発公社ビル
10月12日	第1回法定検査運営委員会小委員会	協会会議室
10月18日	第1回浄化槽一括管理検討委員会 第2回 11/15 第3回 12/20 第4回 1/18 第5回 2/21	協会会議室
10月19日	第2回新11条検査嘱託採水員講習会	市町村会館
11月2日	浄化槽教室	ひたちなか市
11月8日～9日	浄化槽指定検査機関関東甲信越ブロック協議会	千葉県
11月10日	第2回総務財政委員会	協会会議室
11月15日	防災実行委員会	協会会議室
12月6日	第3回理事・支部長合同会議	協会会議室
1月23日	茨城県合併処理浄化槽普及推進市町村協議会担当者研修会	市町村会館
2月14日	浄化槽行政担当者技術研修会	茨城県開発公社ビル
2月15日	浄化槽教室	常陸太田市
2月22日	浄化槽教室	大洗町
2月22日	第3回新11条検査嘱託採水員講習会	協会会議室
3月5日・9日	浄化槽維持管理技術研修会	市町村会館
3月23日	第3回総務財政委員会	協会会議室

### 新入会員紹介

#### 協会会員

会員数520社

（平成19年3月30日現在）

支 部	会 社 名	業 種
水 戸	(有) 東京理水	保 守
大 子	シライ商会	保 守
潮 来	共立メンテナンス(株)	保 守



大塚池公園 [水戸市]

## 浄化槽 一口メモ

### 透視度とは？

透視度とは、処理水の透明度を表しており、BODやCODの水質分析とは異なり、可視的に処理水の清澄度合いを判断する上で有効な指標です。透視度とBODには、「透視度の数値が高ければBODの数値は低下し」、逆に、「透視度の数値が低ければBODの数値は増大する」といった相関関係が認められているため、透視度からBODをある程度推測することができます。

また透視度には、処理水に含まれる着色物質、浮遊物質や測定環境（照度、測定者の視力、測定時間）等に影響されるため、定量性に欠けるという点もありますが、透視度はBODとの相関関係から、その場で浄化槽の状態を判断する有効な方法と言えます。

〒310-0011 茨城県水戸市三の丸3-11-13

茨城県知事指定浄化槽検査機関

**社団法人 茨城県水質保全協会**

総務部 TEL.029-227-4821 FAX.029-227-4822  
Eメール・ishk@herb.ocn.ne.jp

検査部 TEL.029-227-4836 FAX.029-227-4592  
Eメール・ishk@mx8.ttcn.ne.jp

ホームページ <http://www.e-mizu-ibaraki.com/>

大塚池は、新堂池ともいいました。江戸時代より旧笠間街道（現在の国道50号）一の風景といわれ、茨城百景にも選ばれています。

かつては周辺の水田へ水を引くため池として利用されていました。最近では、付近の田園地帯が急速に住宅地に変わりつつあることから、水に親しめる公園として整備されました。

周囲2.2Kmには遊歩道や木橋が設けられ、冬には白鳥が飛来して、市民の憩いの場所になっています。

### 協会の業務案内

#### 総務部

- 浄化槽に係る広報及び啓発
- 浄化槽の機能保証事業
- 設置届出書、保守点検及び清掃カード等の図書類販売

#### 検査部

- 浄化槽の法定検査
- 水質保全に関する教育指導
- 浄化槽の設計施工及び維持管理に関する指導
- 技術的相談業務
- 各種調査、試験

#### 協会案内図



歩行

JR水戸駅北口  
徒歩 15分～20分

バス

JR水戸駅北口から  
日赤入口下車  
徒歩 5～6分